

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年5月21日)

【件名】

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について

(健康政策課)・・・1

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年5月21日
健康政策課

1 県内における相談・医療体制について

(1) 発熱・帰国者・接触者相談センターの設置状況

- ・県内各地区3カ所
- ・相談件数(5月19日現在) 累計 10,392件(東部4,422件、中部1,465件、西部4,505件)

(2) PCR検査体制

- ・県内における一日当たりの最大可能検査件数 196件
(衛生環境研究所180件、鳥取大学医学部附属病院16件)
- ・検査件数(5月19日現在) 累計 1,269件(陽性3件、陰性1,266件)

<陽性者の発生状況>

5月20日正午現在

No.	発生日	年代	性別	居住地	現状	接触者の調査状況
1	4月10日	60代	男	鳥取市	退院済(5月20日)	96人(全て陰性)
2	4月18日	50代	男	米子市	退院済(4月23日)	37人(全て陰性)
3	4月18日	20代	男	鳥取市	入院中(症状なし)	169人(全て陰性)

※いずれの事案も、二次感染者なし

(3) 帰国者・接触者外来等の整備状況(5月19日現在)

- ・帰国者・接触者外来 17カ所
- ・ドライブスルー型PCR検査センター 1カ所(中部地区) ※東部、西部は準備中
(県、医師会、看護協会、医療機関等が連携して運営している検体採取施設)

(4) 入院病床等の確保状況(5月19日現在)

- ・入院病床 322病床(うち重症者用48床) ※現在の使用病床数: 1床
- ・宿泊施設(無症状・軽症者用) 400室

(5) 体制の強化

ア PCR検査の拡充

①基幹病院における検査対象の拡充

- ・耳鼻科・歯科の手術、気管挿管など感染リスクの高い治療時における院内感染防止を徹底するため、基幹病院が保険診療としてPCR検査を実施

②妊婦に対するPCR検査の実施

- ・出産時の院内感染防止を図り、周産期医療体制を維持するため、医療機関が妊婦に対してPCR検査を実施した際、医療機関に検査費用を支援する。
- ・関係機関と調整が終了し、開始を目指す。

イ 入院トリアージ体制の整備

- ・鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンターを設置し、県内で患者が増大した際には二次医療圏を越えた入院調整・患者搬送等を行う体制を整備した。

2 緊急事態宣言の解除に伴う対応

(1) 概要

4月16日に全都道府県に拡大された緊急事態宣言について、5月14日に本県を含む39都道府県は解除されたところ。

- ・特定警戒都道府県：8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）
- ・特定都道府県：なし

(2) 緊急事態宣言解除後の本県の主な取組

ア 県立集客施設等の利用制限の緩和方針

- ・三つの密の回避や消毒を徹底した上で、県内者利用に限定して利用制限を緩和
- ・県外の方による利用の可能性が高い施設については、引き続き休館とする。今後、再び感染が拡大した場合は、再度、利用を制限する可能性がある

<使用に当たっての条件>

- ①イベント等は、県内参加者のみ、かつ屋内100人以下（収容定員の半分以下）、屋外200人以下で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がないこと。
- ②四方を空けた席配置等の感染防止対策
- ③人と人の間隔は2mとる。（入退出時、施設内移動も）
- ④適切な消毒や換気等の実施

イ 緊急事態措置等の対応

今後の状況変化に応じて、新型インフルエンザ感染症対策特別措置法第24条第9項に基づき要請を行うように、人口変動分析など各種モニタリングを継続

<<県民へのメッセージ>>

- 鳥取県への緊急事態宣言の解除は「終わり」ではなく、新型コロナウイルスとの闘いの第二章の「始まり」です。
- 気を緩めれば感染拡大を起こしかねません。みんなで鳥取型「新しい生活様式」を定着させ、感染予防や拡大防止に取り組みましょう。
- 次の波に備えて、鳥取県としても医療提供体制、検査体制の充実など、さらに進めてまいります。

- ◆人と人との感染防止距離（概ね2メートル）、咳エチケットや手洗い、「三つの密」を避けることに、しっかり取り組みましょう。
- ◆当面、不要不急の県境を越える人の往来（特に特定警戒都道府県）や、接待を伴う夜の飲食店への外出、全国的イベント・大規模なイベント（屋内100人超、屋外200人超）等への参加は控えましょう。
- ◆外出は構いません。鳥取県の自然や星空を活かして、屋内だけでなく屋外も楽しみ、県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう。